

ドローン動画制作委託仕様書

1 件名 ドローン動画制作委託

2 期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の概要

市の魅力を新たな視点で発信し、本市の知名度向上及びイメージアップを図ることを目的に、空撮動画素材として全庁的に活用するほか、新たなシティプロモーション動画として活用する。

4 委託業務の主な内容

次の企画、撮影、編集の全てを行うこと。また、ドローン映像制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用し、視聴者の心を掴むような映像に仕上げること。

また、撮影した素材、制作した動画は、YouTubeをはじめとするSNSの市の公式アカウント、ホームページ、市役所や商業施設のデジタルサイネージに掲載することを想定しており、その点を理解したうえで、企画・制作を行うこと

(1) 空撮動画素材

ア 市役所内の各部署が編集動画として活用することを想定し、編集可能な汎用性のある動画を撮影すること

イ 音声、テロップ等の編集は不要

ウ 撮影箇所数は次のとおりとする。なお、協議により撮影場所の変更は可能とする。

撮影箇所：10か所

想定撮影場所

- a 浅間山付近
- b 市民球場付近
- c 美術館（館内）
- d 芸術劇場（館内）
- e 郷土の森付近
- f 多摩川付近
- g 大國魂神社付近
- h 府中駅付近
- i ケヤキ並木
- j ケヤキ並木イベント時

制作順は市と協議して決定すること。ただし、i ケヤキ並木については新緑の時期とすること。

(2) 動画制作

ア (1)で撮影した素材を基に、3分程度のプロモーション動画を製作すること

イ 必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること

ウ 完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

なお、委託者が求めた場合、受託者同席の中間報告を行うこと

(3) 規格・納品

ア (1)空撮動画素材、(2)制作動画共に、映像の解像度は4 Kとし、画面縦横比は16:9とすること。併せて、スマートフォンでの閲覧用として画面縦横比9:16についても納品すること

イ 動画の拡張子は、MP4 ファイルとすること

ウ 納品は、MP4 ファイルデータ及び DVD-ROM 2 枚 ((2)制作動画を収録したもの 2 枚)とすること

(4) 留意事項

ア 撮影の際に必要なとなるドローン飛行にかかる申請、関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等の各種手続きは、受託者において行うこと。また、ドローンの操縦には有資格者を充てること。

イ 撮影に際し、撮影スケジュール表を提出すること。

5 委託業務を実施する前提及び条件

- (1) 企画内容については、府中市の意向を十分に考慮したうえで、受託者が提案したものを府中市が決定し、決定後、状況の変化等により企画内容を変更する必要がある場合には、双方から改めて提案・協議するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の統括管理を行わせる業務責任者を定め、府中市に報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
- (3) 受託者は、各種法令のほか、府中市の定める個人情報その他の規定を遵守して業務を実施しなければならない。
- (4) 府中市は、随時、業務の進捗状況に関し、報告を求めることができる。
- (5) 府中市は、受託者の行う取材に同行するなどして業務の実施方法を確認することができる。
- (6) 受託者は、業務の一部について、事前に市の許可を受けた場合に限り、第三者に再委託することができる。

6 著作権、肖像権などの取扱い

動画制作にあたって、使用する音楽や画像、イラストなどの素材は、不特定多数への配信を予定しており、次のとおり整理する。

- (1) 動画制作にかかる著作権は、その全ての使用权は府中市に帰属する。なお、第三者の所有する既存の素材を利用する場合は、受託者の責任において、本動画での利用に関して権利者などへの了解を得ることとする。
- (2) 出演者の肖像権については受託者の責任において、撮影前に権利者などへの了解を得ることとする。
- (3) 上記以外の意匠などの権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者などの了解を得ることとする。また、それに伴い発生する経費については、すべ

て委託 金額内で実施すること。

7 委託費の支払い

支払いは、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

8 その他

- (1) 本件契約に基づき、事前に府中市の許可を得て第三者に再委託を行った場合において、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うとともに、再委託先に本件契約と同様の義務を負わせるものとする。
- (2) 電話、電子メール、オンラインミーティングにより随時の打合せを行うとともに、必要に応じて府中市役所庁舎等での打ち合わせに応じるものとする。なお、打合せに必要な資料や会議録（要点記録）などを作成・提出し、府中市の承認を受けるものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い決定するものとする。